

## 江坂駅南立体駐車場整備事業

### 二次提案書募集要項

本要項は、大阪府（以下「府」という。）が実施する江坂駅南立体駐車場整備事業（以下「本事業」という。）について、本事業を PFI 事業として実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の二次提案書募集及び選定に関し必要な事項を定めたもので、一次審査を通過した応募者あるいは応募者グループに配布するものです。

本事業の内容及び募集の趣旨については、平成 13 年 5 月 9 日に配布した「江坂駅南立体駐車場整備事業募集要項」（以下「一次要項」という。）と同様ですが、事業計画にかかる詳細や事業実施にあたっての条件等追加事項があります。応募者は本要項の内容を踏まえ、二次提案書を提出するようにしてください。

添付の要求水準書及び条件規定書は、本要項と一体のものとしします。なお、本要項と一次要項及び一次要項への質問回答書とに相違がある場合は、本要項の規定が優先するものとしします。本要項に記載がない事項については一次募集要項によることとしします。また、本要項に対する質問回答書は本要項を補足するものですので留意してください。

#### 目 次

1 . 二次提案書募集要項の構成 -----	1
2 . 応募の手続等 -----	1
3 . 提出書類 -----	5
4 . 提案に関する条件 -----	9
5 . 二次提案書の審査と優先交渉権者の選定 -----	13
6 . 協定に関する事項 -----	14
7 . その他 -----	15
8 . 添付資料一覧 -----	15
9 . 様式集 -----	15

## 1. 二次提案書募集要項の構成

### ( 1 ) 二次提案書募集要項

本要項のことを指します。

### ( 2 ) 要求水準書

本事業にかかる施設設計、工事、維持管理業務、運營業務、事業報告について、府が事業者  
に求める水準を示したものです。

### ( 3 ) 条件規定書

事業協定書に規定すべき主な条件等を示したものです。

### ( 4 ) 事業者選定基準

二次提案書の審査、及び優先交渉権者の決定方法を示したものです。

## 2. 応募の手続等

### ( 1 ) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、一次審査通過者です。また応募資格等については、一次要項の 7 .  
( 2 ) 及び 7 . ( 3 ) のとおりです。

同応募資格に違反事項が生じた場合は、応募者の責により府へご連絡ください。

### ( 2 ) スケジュール

二次提案書の募集・選定のスケジュールは、以下の通りです。但し、いずれも、土曜日、日  
曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には受付を行いません。

平成 13 年	8 月 8 日	二次提案募集要項の配布
	8 月 10 日	二次提案募集要項に関する説明会
	8 月 22 日	二次提案募集要項等に関する質問受付締切
	9 月 5 日	二次提案募集要項等に関する質問に対する回答書配布
	10 月 3 日	二次提案書の受付
	10 月中旬	二次提案書に関するヒアリング ( 第 2 回審査委員会 )
	12 月上旬	( 第 3 回審査委員会 )
	12 月中旬	二次審査結果通知

### ( 3 ) 事務局

本事業の事務局は、次のとおりです。

大阪府土木部交通道路室交通対策課 駐車場グループ

〒540-8570

大阪府中央区大手前二丁目 大阪府庁別館 4 階  
電話 06-6941-0351 FAX 06-6944-6787  
E メールアドレス：kotsudoro-g09@sbox.pref.osaka.jp

( 4 ) 二次提案書募集要項の説明会

二次提案書募集要項の配布後、同要項に関する説明会を開催します。説明会の日程は、以下のとおりです。

日時

平成 13 年 8 月 10 日 ( 金 ) 14 時 ~ 16 時まで

場所

大阪府庁本館 5 階会議室

参加人数の制限

会場の都合上、1 応募者グループから 4 名以内とします。

( 5 ) 質問書受付

募集要項等に関する質問を次の通り受け付けます。

質問方法

本要項に添付した質問書 ( 様式 1 ) 及び質問票 ( 様式 2 ) に内容を簡潔に記載し、E メールにて提出して下さい。これ以外による受付は行いません。また、質問の内容を正確に表現するために図面等の資料が必要な場合に限り、印刷した質問書に図面等を添付して、文書ファイルを納めたフロッピーとともに郵送又は持参にて提出する事が可能です。なお、一質問につき質問票 1 枚 ( 様式 2 ) を使用して下さい。複数の質問がある場合には、質問票を複写して使用して下さい。( 使用ソフトは MS-Word とします。)

また、府から質問の到着確認は行いません。必要であれば、「開封確認着きメール」を使用して下さい。

受付期間

平成 13 年 8 月 10 日 ( 金 ) ~ 8 月 22 日 ( 水 ) 18 時まで

郵送の場合、8 月 22 日必着とします。

受付場所

事務局 E メールアドレス ( E メールの場合 )、或いは事務局 ( 郵送又は持参の場合 ) に提出して下さい。

( 6 ) 質問回答書配布

回答方法

本要項に関する質問に対する回答は、E メールによる回答書の送付にて行います。電話や口頭での回答など個別対応はしません。

回答期限

平成 13 年 9 月 5 日 ( 水 )

### (7) 二次提案書受付

二次提案書の提出期限は、下記の通りです。次章に示す提出書類を提出してください。

提出期限

平成13年10月3日(水) 18時まで (9時 - 12時・13時 - 18時)

場所

事務局窓口まで持参してください。

### (8) 提案内容に関するヒアリング等の実施

二次審査の一環として、提案内容の簡単なプレゼンテーションと審査委員による質疑を行います。日時は平成13年10月中旬を予定しています。具体的な日時は、追って連絡します。

### (9) 応募に関する留意事項

提案の辞退

一次審査を通過した応募者が提案を辞退する場合は、提案辞退届(様式5)を事務局あてに提出してください。この場合、府から応募者に辞退の理由を尋ねることがあります。

応募者の失格

応募者またはその構成員に、次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ) 本要項に違反すると認められる行為があった場合

一応募者一提案

応募者の提出する提案は、一応募者につき一案に限ります。

提案修正の禁止

提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)はできません。

費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

応募函書の取り扱い

応募者から本要項に基づき提出される応募函書は、「大阪府情報公開条例」に基づき公開の対象となります。府が必要と認めるときには、応募者と協議のうえこれを使用するものとします。また PFI 事業の実施に関連し府に提出された意見、質問等の内容についても、公開することがあります。

これらの提出書類の公開について、上記条例第8条第1号に該当するものとして府の配慮を要望する場合は、応募者はその旨を提出書類の該当個所に明記してください。

府提供の資料の取り扱い

府が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の範囲内であっても、府の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円を使用することとします。

その他

本要項に関連して府が配布する添付書類及び質問回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

### 3. 提出書類

#### (1) 提出書類

二次提案書は、次の書類により構成されます。本要項で様式が指定されている場合は、その様式により提出してください。

二次提案書提出届（様式3）

応募者の構成員表（様式4）

施設設計計画書

0.施設設計計画書表紙（様式A）

1.設計全般（様式A-1.1/1.2/1.3/1.4）

2.建築計画（様式A-2.1/2.2/2.3/2.4）

3.構造計画（様式A-3.1/3.2）

4.設備計画（様式A-4.1/4.2/4.3/4.4/4.5）

5.環境への配慮（様式A-5.1/5.2/5.3）

6.平面図（A1版：縮尺1/200、A3縮小版：縮尺1/400）

7.立面図（A1版：縮尺1/200、A3縮小版：縮尺1/400）

8.断面図（A1版：縮尺1/200、A3縮小版：縮尺1/400）

9.外観パース図（A3）

工事計画書

0.工事計画書表紙（様式B）

1.工事計画（様式B-1.1/1.2/1.3/1.4）

2.工程計画（様式B-2.1/2.2）

維持管理業務計画書

0.維持管理業務計画書表紙（様式C）

1.清掃作業（様式C-1.1/1.2/1.3）

2.保守点検（様式C-2.1/2.2/2.3/2.4）

運営業務計画

0.運営業務計画書表紙（様式D）

1.営業（様式D-1.1/1.2）

2.利用者対応（様式D-2.1/2.2）

3.料金（様式D-3.1/3.2/3.3）

4.安全管理（様式D-4.1/4.2/4.3/4.4）

資金計画・収支計画書

0.資金計画・収支計画書表紙（様式E）

1.資金調達計画（様式E-1）

2.自己資本（様式E-2）

3.融資等（様式E-3）

4.事業収支計画（様式E-4）

5.収入予測に関する説明（様式E-5）

6. 工事関係見積書（様式 E - 6）
7. 営業経費の内容及び算定根拠（様式 E - 7）
8. 長期修繕費の内容及び算定根拠（様式 E - 8）
9. 財務面のサポートシステム（様式 E - 9）
10. 事業計画の堅実性（様式 E - 10）
11. 付保する保険（様式 E - 11）

#### 事業実施体制計画書

0. 事業実施体制計画書表紙（様式 F）
1. 事業実施体制（様式 F - 1）
2. 担保権等の設定（様式 F - 2）
3. グループ内リスク分担（様式 F - 3）
4. リスクマネジメント（様式 F - 4）

### （2）その他の書類

その他、提案に関連して応募者が必要と考える資料を添付していただくことは可能です。様式 G を使用して追加書類の表紙とした上で、上記書類の後ろに添付してください。

また、提案内容との関連がわかるよう、様式 G に添付書類の内容と関連する様式番号を記入してください。

### （3）提案書作成の手引き

提案書は本事業を構成する各業務の計画書として提出していただきます。各計画書は、様式に基づき、作成上の注意点をふまえ、模式図、表形式、箇条書き等を利用して、簡潔明瞭に記述してください。様式に指示されている以外の書類の作成上の注意点について下記に示します。

#### 施設設計計画書

6. 平面図（A1 版：縮尺 1/200、A3 縮小版：縮尺 1/400）
  - ・配置図兼 1 階及び屋階の平面図を作成してください。
  - ・主要寸法等、一般記載事項に加え、特に車路・車室の寸法、付帯施設の平面、植栽の位置及び内容を具体的に分かりやすく記入してください。
  - ・部分的な拡大図を作成してもかまいません。
  - ・「施設設計計画書（設備計画）」（様式 A - 4）を補完するのに必要と思われる、設備機器等の配置について、記入してください。
7. 立面図（A1 版：縮尺 1/200、A3 縮小版：縮尺 1/400）
  - ・2 方向からの立面図を作成してください。
  - ・主要な仕上げ等の記入をしてください。
8. 断面図（A1 版：縮尺 1/200、A3 縮小版：縮尺 1/400）
  - ・南北及び東西方向について、断面図を作成してください。
  - ・スロープ部分を含むものとしてください。
  - ・既存柱脚とのクリアランスが十分確認できるのとし、必要な寸法を記入してください。

- ・計画施設の基礎を明示し、既存柱脚基礎との関係を明示してください。

#### 9. 外観パース図

駐車場の外観設計による景観の創出或いは周辺との調和を評価できるよう、カラーで作成してください。スケッチでも可とします。

#### 資金計画・収支計画書

##### 4. 事業収支計画（様式 E - 4）

- ・計算上の年度の設定は、事業期間が初回の占用許可日から15年間となっていることから、占用許可日を起点としてください。
- ・税については、つぎの税目を入れてください。

###### 租税公課

- ・固定資産税
- ・都市計画税
- ・不動産取得税
- ・登録免許税

###### 法人税等

- ・法人税
- ・法人府民税均等割り
- ・法人府民税法人税割り
- ・法人事業税
- ・市住民税均等割り
- ・市住民税法人税割り

事業所税は表に含めないものとしませんが、事業実施においては吹田市の判断で課税されることもあります。

- ・それぞれの税額の計算にあたっては、課税対象額（課税標準）、税率等の計算方法を示してください（様式 E - 4 表 1 の下に記入してください）。
- ・最終年度には、施設撤去・原状回復の工事費を算入してください。
- ・減価償却については、法定耐用年数の異なるもの毎に整理し、償却残高、累計償却高を算出してください（表 2）。
- ・キャッシュフロー表には、各期の DSCR（デットサービスカバレッジレシオ）、LLCR（ローンライフカバレッジレシオ）を記入してください（表 3）。
- ・VFM の算出方法は、次のとおりとしてください（表 4、5）。

本事業の、「特定事業の選定について」（交第 499 号 平成 13 年 3 月 30 日、大阪府土木部交通道路室 HP に掲載）を参照してください。

本事業の VFM は、PFI で本事業を実施する場合の府の収支から、府が直接事業を実施する場合の府の収支を差し引いた額で定義します。

PFI で本事業を実施する場合の府の収支は、次の項目を割引率 4% で割り引いて合計し、現在価値（0 年度時点）として計算します（表 4）。

- a) 初年度（0 年度）の府の経費（100 万円）、b) 各期の占用料収入

c)各期の府の税収

占用料は、各期首に受領します。

上記の税のうち府税を、各期毎に計算してください。

SPC の支出すべてに消費税を考慮し、このうち1 / 5は地方消費税として、府税に算入してください。

上記により求められる PFI の場合の府の収支から、府が直接事業を実施する場合の府の収支を差し引き、VFM を求めます(表5)

- ・上記により求められる VFM は、正の値であることが必要です。ただし、額の多寡は評価しません(「事業者選定基準」参照)。

(4) 提出する書類の体裁

二次提案書は、大項目( 付き番号)毎に、A4縦長左ホッチキス綴じとします。A3より大きい図面等は、綴じ込みにはA3縮小版を使用してください。

A3より大きい図面等で縮小版を綴じ込みに使用したのものについては、別途、原寸のもの3部をA4サイズに折り畳んで提出して下さい。

(5) 提案書提出部数

提出部数は10部です。

## 4. 提案に関する条件

### (1) 一般的事項

#### 提案内容と評価について

提出していただく提案書の内容には、事業者選定の評価対象となる部分、対象外部分があります。評価対象となる部分と評価の方法は、事業者選定基準に示すとおりです。また、評価対象外部分も、事業者を選定された場合、評価対象となる部分とともに事業協定書の一部を構成し、事業者による事業の実施を規定することになります。

#### 要求水準書及び条件規定書について

提案書の作成にあたっては、以下に述べられる条件とともに、本要項に添付されている要求水準書及び条件規定書を参照してください。

#### 一次提案書との整合性について

一次要項に述べられているとおり、一次提案書と二次提案書の内容は整合する必要があります。二次提案書の受領後、府はその内容を一次提案書と照合し、顕著な内容の変更がある場合は、応募者を失格とすることがあります。変更に関して合理的な理由がある場合は、提案書の該当個所に説明を加えてください。

### (2) SPC の設立

#### SPC の設立

優先交渉権者に選定された応募者は、事業会社（SPC）を設立してください。SPC は、商法における株式会社とし、大阪府下に設立登記をしてください。

#### 府と SPC の協定

府は、本事業に関して SPC と事業協定を締結します。

#### SPC への出資

SPC への出資は、応募者の構成員を中心に行い、応募者の構成員からの出資合計が資本金の 50% を超えることが必要です。その他、応募者の構成員以外からの出資も可能です。

SPC の出資者構成は、提案書においてその予定を明記してください。

#### 協定上の地位の譲渡の禁止

SPC と府が締結する事業協定により生じる SPC の地位は、移転・譲渡できません。

#### 他の事業の禁止

SPC は、本事業の事業期間が終了するまで、本事業以外の事業を行うことはできません。

### (3) 応募者構成員企業の役割

#### 応募者構成員企業への委託

SPC が駐車場施設の設計、工事、駐車場の運営、維持管理等の主要な業務を委託する際には、委託先は応募者の構成員である企業に限るものとします。ただし、各業務の一部を委託する際にはこの限りではありません。

主要業務の委託、業務の一部の委託を含め、予定する委託先企業はすべて提案書において明記してください。

その他、本事業の実施にあたって、その確実性を確保するために応募者構成員間や委託先企業と契約を結ぶ予定である場合は、提案書においてその契約の概要を明記してください。

#### (4) 施設設計・工事の提案に関する条件

要求水準書の記載事項を満たすよう、計画を行ってください。また、提案においては以下の条件があります。

##### 用地の範囲について

事業用地の範囲を、添付資料 - 5 (CAD データ) に示します。この範囲が占用範囲となります。また、占用面積の算出にあたっては、橋脚部の面積を控除します。橋脚部の面積は、橋脚の断面積で定義します。

実際の占用許可の際には、占用場所に建設する構造物等の設計図面を含めて平面図等を提出していただくこととなりますので、占用面積はこのときに確定します。

##### 用地北側 (警察詰め所) について

本事業用地の北側に存在する警察の詰所前の歩道部分は本事業の用地外ですが、駐車場から江坂駅へのアクセスルートとして、所轄警察及び道路管理者と協議のうえ、事業者により整備することが可能です。

整備を行う場合、道路法第 24 条の規定に従い、その所有は道路管理者となります。また、当該部分は、本事業の実施にあたって事業者が許可される占用面積には含まれません。

具体的な整備内容とその可能性については、最終的に事業者と警察及び道路管理者との協議により決定されます。建物の移動や改築は不可ですが、駐車場のアクセス向上を目的として歩道部分の整備を提案される場合は、これを評価します。

##### 事業開始前の用地の「原状」及び事業期間終了時の原状回復について

占用許可時、事業者引き渡される用地の原状は、次のとおりです。

- ・ 拡幅部分は、道路縁石の移動が終了。
- ・ 現駐車場の施設 (管理室、料金精算システム、ゲート、照明設備、消火設備等) は、原則として撤去済み。
- ・ 橋脚周辺の防護柵は原則として撤去済み
- ・ ただし、金網フェンス (拡幅部に当たる西側を除く) 舗装 (拡幅工事に伴う舗装の撤去部を除く) 等は存在。
- ・ 信号機支柱、交通案内標識支柱等は、移動済み。

事業者の工事で発生した廃棄物は、事業者の責において処分或いは再利用すること。

また、事業終了後の原状回復については、用地が道路の中央分離帯であることから、次のとおりとします。

- ・ PFI 事業者により設置された全物件の撤去 (建物基礎の処置については、道路管理者と協議のこと)
- ・ 全面の簡易舗装 (舗装面の地盤レベルは、現況どおりとする)
- ・ 敷地周囲のフェンス囲い
- ・ 敷地内の雨水排水施設は機能復旧

電力、上水道の供給

電力、上水道の供給に関して府で調査をした結果を添付資料 - 4 に示します。

詳細に関しては、事業者の責において吹田市水道部及び関西電力で調査し、協議して下さい。

事業終了時の施設の撤去について

事業終了時には、道路法第40条他の規定により、事業者の費用負担で、原状回復することが原則です。二次提案書においても、この原則に基づいて提案書を審査いたします。なお、事業開始後において事業者より施設譲渡の申し出があった場合は、府は協議に応じます。

(5) 施設等の維持管理の提案に関する条件

要求水準書の記載事項を満たすよう、計画を行ってください。

(6) 駐車場の運営に関する条件

要求水準書の記載事項を満たすよう、計画を行ってください。また、提案においては以下の条件があります。

1時間あたり料金上限値とその改定にかかる協議について

事業協定において定めた1時間あたり料金上限値の改定にあたっては、事業者の申し出により府は協議に応じます。協議の際、事業者には改定の合理性を説明する資料を提出することを求めます。

原則として、提出された資料の内容と、提案書における上限値設定の考え方が一致することが確認された場合、府は上限値改定の申し出を受け入れるものとします。

協議は、事業者の申し出により随時行います。

道路・地下鉄高架構造の維持管理作業について

事業用地に存在する高架道路、鉄道について、道路管理者、鉄道事業者（大阪市交通局）が点検のため駐車場内に立ち入ることがありますので、その際にはご協力ください。また、点検の結果、補修工事等が必要になった場合には、事業者に対して協議を申し入れます。その際、工事内容によって、駐車場或いはその一部の営業が一定期間使用不可能になる等の場合には、府は、事業期間延長などの措置を含め、協議に応じます。

なお、大阪市交通局は、平成14年度から、高架梁のコンクリート剥落防止のための樹脂の塗布作業の実施を予定しています。時期、期間は未定ですが、これを前提として提案を行ってください。詳細については、事業者の責において、直接交通局と協議してください。

(7) 事業計画の提案に関する条件

要求水準書の記載事項を満たすよう、計画を行ってください。また、提案においては以下の条件があります。

占用許可について

添付資料 - 7の許可条件（一般条件）を参照してください。

占用料について

事業用地の占用にあたり、府は事業者より、大阪府道路占用料徴収条例の規定に基づき占用料を徴収します。

占用料は、次の式で求めます。

$$\text{占用料} = [\text{土地の時価}] \times [\text{条例による係数}] \times [\text{占用面積}] \times [\text{減額率}]$$

ここで、二次提案書作成にあたっては、平成13年4月時点の土地の時価の予想額80万円/m<sup>2</sup>を使用してください。事業開始時の占用料の算出に用いる土地の地価は、府が不動産鑑定士の鑑定に基づき定めた価格を基に許可時点に決定します。

また、占用面積は、二次提案書においては2,398 m<sup>2</sup>を使用してください(添付資料 - 6 参照)。

占用料は、占用許可の更新の際に見直されることがあります。見直しは、地価の変動によるものと府の条例改正によるものがあります。

担保権等の設定について

融資契約上必要な場合は、府と協議の上、駐車場施設への抵当権の設定や株式、保険等への質権の設定を認めます。ただし、協定締結後新たにこれらの権利を設定することはできません。

株式は、基本的に譲渡はできません。ただし、金融機関が設定した事業者の株式の質権の実行に伴う場合又は応募者の構成員間で譲渡される場合のみ、府との事前協議による承認を得た上で、これを譲渡することができるものとします。

権利の設定を予定している場合、提案書において、その必要性和担保権者(固有名詞)を明示してください。

保険の付保について

本事業は事業者の独立採算的に実施されることから、事業の実施の上で必要な損害保険の付保は、事業者の判断により提案してください。また、第三者賠償責任に関しては、適切な額の保険を付保することを要求します。

なお、保険の付保に関する提案は、事業の安定性の観点から評価の対象とします。

## 5. 二次提案書の審査と優先交渉権者の選定

### (1) 優先交渉権者の選定方法

府は、提案書の審査にあたって学識経験者等で構成する「江坂駅南立体駐車場 PFI 事業審査委員会」を設置し、同委員会の審査による意見を受け優先交渉権者及び次点優先交渉権者を決定します。同委員会のメンバーは、以下のとおりです。

審査委員長	惣宇利 紀男	大阪市立大学経済学部教授
審査委員	山下 和久	大阪府立大学経済学部教授
審査委員	堀米 憲治	財団法人駐車場整備推進機構 企画調整部長
審査委員	長尾 秀樹	日本政策投資銀行関西支店 次長兼企画調査課長
審査委員	横井 康	朝日監査法人 公認会計士
審査委員	岡村 隆	大阪府土木部交通道路室長

### (2) 評価の方法

添付資料 - 3 「事業者選定基準」参照

### (3) 優先交渉権者の決定方法

二次審査は、応募者の提出する二次提案書を対象に、「事業者選定基準」に示した評価方法にしたがって評価を行い、評価点数合計(総合点)の最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。さらに、優先交渉権者に次いで総合点の高い提案を行った応募者を次点交渉権者として選定します。

ただし、応募者が二次提案書を提出してから府が優先交渉権者あるいは次点交渉権者を選定するまでの間に、応募者またはその構成員が一次要項の7.(2)2)及び7.(4)の規定に違反することが明らかとなった場合には、その応募者を失格とし、他の応募者のなかで最も高い総合点を獲得した応募者を優先交渉権者として選定します。次点交渉権者についても同様です。

### (4) 二次審査の結果通知

二次審査の結果は、二次提案書を提出した応募者に文書で通知します。応募者が複数の構成員から構成される場合には代表者に対して通知します。

通知内容は、選定/非選定と全応募者の評価点数です。

審査結果に関して、電話等による問い合わせには応じません。

審査結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に、文書で事務局まで連絡してください。可能な範囲で審査結果の説明を行います。

### (5) 二次審査の結果の公表

二次審査の結果は、応募者及び構成員名、提案書各項目の得点等を含め、公表します。

## 6. 協定に関する事項

### (1) 選定受諾書への署名

二次審査において優先交渉権者に選定された応募者の代表企業は、協定交渉に先立ち、本要項に添付する「選定受諾書」(様式6)に署名し、府に提出してください。

### (2) 事業協定の締結

優先交渉権者に選定された応募者と府は、予定した期間内に協定が締結できるよう誠意を持って交渉に望むこととします。締結予定日までに協定が締結されない場合は、1ヶ月に限り期間を延長します。また、事業者側に帰すべき事由により延長期間を過ぎても締結ができない場合は、優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者と交渉を開始します。

### (3) 事業協定書

府は、優先交渉権者の選定後、条件規定書を元に事業協定書案を作成し、優先交渉権者に提案します。府と優先交渉権者は、協定内容の詳細について協議し、協議がまとまった時点で事業協定書を作成し、これに調印します。

### (4) 事業協定関連図書

協定にかかる図書は、上記の協定書の他、本要項に添付される要求水準書、事業者が提案書として提出した施設設計計画書、工事計画書、維持管理業務計画書、運営業務計画書、資金計画・収支計画書、事業実施体制計画書等の書類、及びSPCと委託先企業の間で締結される契約書の写し等を加えて構成されます。

SPCと委託先企業の契約が協定書締結までに調印される場合は、直ちにその写しを府に提出してください。また、これらの契約が協定書締結以降に行われる場合は、協定書締結までに仮契約等を結び、その契約書の写しを府に提出するとともに本契約の予定日を連絡してください。契約が締結された場合は、直ちに契約書の写しを府に提出してください。

### (5) 事業協定の有効期間

事業協定の有効期間は、事業協定締結日から、初回の占用許可(平成14年7月を予定)から15年間の事業期間が終了する日までです。

### (6) 事業協定の締結スケジュール(予定)

協定の締結スケジュールは、以下を予定していますが、応募者の提案及び協定締結に至る交渉の進捗等により変更する場合があります。

#### 1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者代表企業による選定受諾書への署名

平成13年12月末

#### 2) 事業協定書(案)の提示

平成14年1月

#### 3) 事業協定書の締結

平成14年3月末

## 7. その他

- ( 1 ) 応募者は、二次提案書の提出をもって、本募集要項の各条件を受諾したものとみなします。
- ( 2 ) この要項に定めることその他、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募予定者（一次審査通過者）に別途、通知します。

## 8. 添付書類一覧

- 添付資料 - 1 要求水準書
- 添付資料 - 2 条件規定書
- 添付資料 - 3 事業者選定基準
- 添付資料 - 4 電力・上水道関係資料
- 添付資料 - 5 事業用地（DXF フォーマット CAD データ）
- 添付資料 - 6 占用面積（二次提案書用）
- 添付資料 - 7 許可条件（一般条件）

## 9. 様式集

二次提案の必要書類の提出にあたっては、次の様式を用いてください。なお、これらは本要項に添付されたフロッピーディスクに MS-Word 形式で収納しています。（Windows 対応）

別紙 - 1 リスクの分類・負担の考え方

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			府	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の誤りによるもの		
	法令等の変更	事業の継続が不可能になる場合		
		上記以外		
	第三者賠償	工事・運営による騒音・振動等による場合		
	住民問題	本事業を実施することに関する住民反対運動等		
		工事・運営に関する住民反対運動等		
	事故の発生	設計・建設・運営する上での事故の発生		
	環境の保全	設計・建設・運営する上での環境の破壊		
	事業の中止・延期	府の指示によるもの		
		施設の建設に必要な許認可などの遅延によるもの		
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		
物価	事業協定締結後のインフレ・デフレ			
金利	金利変動			
不可抗力	天災・暴動等による事業実施の変更・中止・延期			
計画	設計変更	府の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
応募コスト	落選時の応募コストの負担			
資金調達	必要な資金の確保に関するもの			
建設	設計変更	府の提示条件・指示の不備、変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
工事の遅延・未完工	工事遅延・未完工による開業の遅延			
工事費増大	府の指示による工事費の増大			
	上記以外の工事費の増大			
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			
一般的損害	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任			
運営	需要変動	利用者数の増減による営業収入の変動		
	計画変更	府の責による事業内容の変更		
	運営費の上昇	物価、計画変更以外の要因による運営費用の増大		
施設損傷	事故・災害による施設の損傷			

注：府、事業者の両者に 印のあるリスクについては、事業協定において分担を定める。